

明るい市政に住民登録

住民登録法施行二周年

七月一日は、住民登録法が施行されてから二周年で、二年前皆さんが住民登録されてから住所の変わった方はありませんか。引越をされた時には必ず十四日以内に住所地の市区町村役場かその出張所に届け出なければならぬことになっていま

七月一日は、住民登録法が施行されてから二周年で、二年前皆さんが住民登録されてから住所の変わった方はありませんか。引越をされた時には必ず十四日以内に住所地の市区町村役場かその出張所に届け出なければならぬことになっていま

七月十六日は 農業委員の選挙

今回の十九国会で農業委員の選挙の日程は次のとおりであります。

七月一日 選挙告示 立候補の受付開始

七月六日 立候補締め切り

七月十六日 投票期日 午前七時から午後六時まで

選挙については公職選挙法の規定に基づき、選挙権のある者は、本市内に住所を有するもの、選挙当日年令満二十歳以上で一反歩以上の耕作者及び同居の親族又は配偶者で耕作日数が年間概ね六十日以上のものの中から新しく農業委員を選挙しなければなりません。

七月六日 立候補締め切り (午後五時まで)

七月十三日 選挙立会人の届出締め切り(午後五時まで)

七月十四日 選挙立会人の届出が五人以上となつたとき又は委員候補者で同一政党のもの三人以上となつたときを以て選挙管理委員会へお問合せ下さい。

【農業委員会委員選挙 日程と投票所】

七月六日 立候補締め切り (午後五時まで)

七月十三日 選挙立会人の届出締め切り(午後五時まで)

七月十四日 選挙立会人の届出が五人以上となつたとき又は委員候補者で同一政党のもの三人以上となつたときを以て選挙管理委員会へお問合せ下さい。

公明選挙の歌(詞)募集

趣旨 わが民主政治はまさに危殆に瀕していると言つても過言ではありません。国民の国民による国民のための政治体制の進展を阻むあらゆる隘路を除くため国民は強い決心と努力とを傾注して、あくまで議会政治を守り抜かねばなりません。

今こそ国民は携えて選挙の重要性を認識し速かに公明選挙の実現を期し民主政治の基盤確立に邁進しなければならぬ重要なときであります。よつて日夜国民に愛唱せられる公明選挙の歌を左記要項により広く一般から募集し国民的至情に訴えんとする次第であります。

昭和二十九年六月二十日

都道府県選挙管理委員会連合会
公明選挙連盟
各都道府県選挙管理委員会
後援 日本放送協会

選挙の常識 その二

選挙の種類	任期	全体の定数	私たちの直接選出する定数	備考
町村民の選挙	四年	四六七名	埼玉県一三名	川越市、所沢市、飯能市、入間郡、比企郡の三市二郡から三名選出する
衆議院議員の選挙	四年	四〇〇名	一〇〇名	三年毎に半数ずつ改選する
参議院議員の選挙	六年	一五〇名	埼玉県四名	三年毎に半数ずつ改選する
地方自治体の議員選挙	四年	六二名	一名	川越市から二名選出する
市議会議員の選挙	四年	六二名	一名	川越市から二名選出する
町議会議員の選挙	四年	六二名	一名	川越市から二名選出する
教育委員の選挙	四年	六二名	一名	川越市から二名選出する
市町村長選挙	四年	一名	一名	市全体から一名選出する
市議会議員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する
町議会議員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する
教育委員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する
市町村長選挙	四年	一名	一名	市全体から一名選出する
市議会議員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する
町議会議員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する
教育委員選挙	四年	六二名	一名	市全体から一名選出する

募集規定

- 国民全体が選挙の重要な意義を自覚しその自発的な意志によつて公正明朗な選挙を実現し、民主政治の基礎を培う趣旨を内容とし左の曲風によるものとする。
- 国民歌風のもの(行進曲)と民謡風のもの(音頭調)の二種類とし、一名で二種類に応募するも自由
- 七月三十一日(三十一日付消印のあるものは有効)
- 応募者は住所氏名を明記して埼玉県選挙管理委員会(埼玉県庁内)に提出すること
- 荒垣秀雄、古閑祐而、サトウハチロー、土岐善麿、堀内敬三、牧定忠、各氏(交渉中)(五十音順)
- 九月月中旬
- 各一編につき 五〇,〇〇〇円
- 佳作若干は 各一編につき 一〇,〇〇〇円
- 著作権は都道府県選挙管理委員会連合会に帰属し入選のものは同会で作曲利用する

委員会名 投票 区 名

川越農業委員会 (市役所)

川越西部農業委員会 (才二小学校)

川越東部農業委員会 (才四小学校)

川越北部農業委員会 (才五小学校)

川越南部農業委員会 (小室町区、今成町区、小ヶ谷町区、野田町区)

投票時間 六月一日から 平日午前八時～午後四時(土曜、日、祭日を除く) 九月末日まで 土曜午前八時～正午

執務時間 九月末日まで 土曜午前八時～正午

電話 一、四五〇番(代表 受付) 一、四五二番(宿直室) 一、四五三番(土木課分室) 一、四五四番(消防本部) 一、四五五番(市長室) 課に連絡します

市役所の執務時間と電話

市警察看板がえ

警察法の改正で

内職を望む市民の皆様へ

このたび市内協田町に市営授産所を開設致しました。既に二十数人の人達は毎日元気に働いておられますが、広く市民の皆様のうちで内職(作業員)を希望する方がおられます。授産所は、世帯の事情で働くことが限られることのできる職業に就職することのできる方々に適当な仕事と技術を修得する機会と便宜を与えて少しい

協田町の厚生寮横昨年一棟焼けた跡に今度新しく授産所が出来ました。別珍と玩具の仕事をしていきます

